

令和6年12月6日

関係各位様

苫小牧労働基準協会

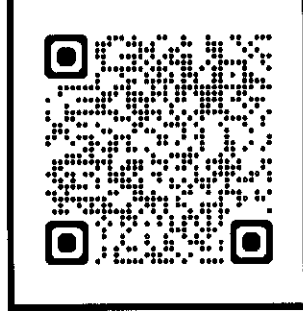
令和6年11月末現在苫小牧署管内業種別災害発生状況

日頃より苫小牧労働基準協会の運営にご協力頂き感謝申し上げます。
さて、苫小牧労働基準監督署管内の11月末現在の災害状況を送信致しますの
で

安全活動の参考にして下さい。

尚、この資料は北海道労働局ホームページより抜粋しております。

下記QRコードから労働災害発生状況にリンクします。



令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年11月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分			令和6年			令和5年			対前年		業種割合
	死亡	休業4日以上	合計	死亡	休業4日以上	合計	死亡	休業4日以上	合計	増減数	増減率	
全産業合計	(1) 1	(20) 507	(21) 508	137	(19) 522	(20) 525	(1) 3	(19) 522	(20) 525	-17	-3.2	100.0
除く鉱業計	(1) 1	(20) 507	(21) 508	137	(19) 522	(20) 525	(1) 3	(19) 522	(20) 525	-17	-3.2	100.0
製造業		(3) 83	(3) 83	19	(1) 95	(1) 95		(1) 95	(1) 95	-12	-12.6	16.3
食料品		(1) 33	(1) 33	9	37	37		37	37	-4	-10.8	6.5
木材木製品		6	6	1	5	5		5	5	1	20.0	1.2
紙・パルプ		(1) 4	(1) 4	1	5	5		5	5	-1	-20.0	0.8
窯業・土石		5	5	1	9	9		9	9	-4	-44.4	1.0
金属・機器		14	14	3	11	11		11	11	3	27.3	2.8
輸送用機械		6	6	2	6	6		6	6			1.2
その他		(1) 15	(1) 15	2	(1) 22	(1) 22		(1) 22	(1) 22	-7	-31.8	3.0
鉱業												
土石採取		3	3		1	1		1	1	2	200.0	0.6
建設業		54	54	9	(4) 30	(4) 30		(4) 30	(4) 30	24	80.0	10.6
土木工事業		9	9	1	9	9		9	9			1.8
建築工事業		31	31	7	(2) 10	(2) 10		(2) 10	(2) 10	21	210.0	6.1
木造建築業		7	7		5	5		5	5	2	40.0	1.4
その他の工事業		7	7	1	(2) 6	(2) 6		(2) 6	(2) 6	1	16.7	1.4
道路貨物運送業	(1) 1	(5) 51	(6) 52	12	(5) 82	(5) 82		(5) 82	(5) 82	-30	-36.6	10.2
その他の運輸業		(2) 20	(2) 20	6	(2) 18	(2) 18		(2) 18	(2) 18	2	11.1	3.9
陸上貨物取扱業		6	6	1	2	2		2	2	4	200.0	1.2
港湾荷役業		9	9		6	6		6	6	3	50.0	1.8
林業		1	1		4	4	1	4	5	-4	-80.0	0.2
漁業												
卸売・小売業		(2) 52	(2) 52	26	(1) 47	(1) 47		(1) 47	(1) 47	5	10.6	10.2
清掃業		28	28	13	17	17		17	17	11	64.7	5.5
ゴルフ場		8	8	4	6	6		6	6	2	33.3	1.6
その他の事業		(8) 192	(8) 192	47	(6) 214	(7) 216	(1) 2	(6) 214	(7) 216	-24	-11.1	37.8

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

() 内は交通事故で内数です。

転倒災害は内数です。

令和6年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和6年11月末現在）

業種別	区分	令和6年			令和5年			対前年		業種割合		
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒災害		増減数	増減率
農業	業		13	13	7		14	14	3	-1	-7.1	2.6
畜産業	業		46	46	4		49	49	9	-3	-6.1	9.1
理美容業	業											
その他の商業	業		4	4	2	1	3	4	1			0.8
金融・広告業	業		(1) 3	(1) 3	2					3		0.6
映画・演劇業	業											
通信業	業		(1) 9	(1) 9	1		(3) 8	(3) 8	2	1	12.5	1.8
教育・研究業	業		1	1	1		2	2	1	-1	-50.0	0.2
保健・衛生業	業		74	74	16		(1) 105	(1) 105	17	-31	-29.5	14.6
飲食店	業		(1) 14	(1) 14	1		11	11	5	3	27.3	2.8
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)	業		8	8	4		9	9	4	-1	-11.1	1.6
その他の事業	業		(5) 20	(5) 20	9	(1) 1	(2) 13	(3) 14	1	6	42.9	3.9
合計	計		(8) 192	(8) 192	47		(1) 68	(1) 68	20	-24	-11.1	37.8

令和6年 死亡災害発生状況

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	8	10時台	運送業	～100人	(交通)道路事故	トラック	被災者は、古紙を運ぶためトレラーを運転中、左急カーブを曲がり切れずに、路外に逸脱し横転したものの。 被災者は、トラックタワーヘッドの運転席内に閉じ込められ、約4時間後に救出されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

過去10年間の死亡災害発生状況



発生年	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	合計
死亡件数	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	54 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 冬季ゼロ災運動について

北海道では、例年冬季に凍結等による転倒等の冬季特有の事象を要因とした労働災害が多発しております。
このため、本年度も令和6年12月1日から令和7年3月31日までを取組期間として「北海道冬季ゼロ災運動」を展開します。
運動期間中に取り組むべき各種対策を確認していただき、特に（転倒、交通事故、除雪作業（雪下ろし・重機災害）、一酸化炭素中毒）の防止に取り組みましょう。



2 建設工事追い込み期労働災害防止運動について

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあります。
このため、本年度も10月1日から12月31日までを取組期間とし「建設工事追い込み期労働災害防止運動」として展開します。
運動期間中に取り組むべき重点事項を確認していただき、特に三大災害（墜落・転落、重機災害、崩壊・倒壊）防止に取り組みましょう。



3 年末年始無災害運動について

年末年始は何かと慌ただしい時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、大掃除など非常作業が多く、労働災害の増加が懸念されます。
このようなか、12月1日から1月15日までの期間で「年末年始無災害運動」が展開されていますので、明るい新年を迎えられるよう、安全衛生活動の促進をお願いします。



4 年次有給休暇の活用について

年末年始はたっぷり休んでリフレッシュ！
計画的付与制度等、企業の実態に合わせたさまざまな付与方法について、年休促進特設サイトで紹介しています。
年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう。



関連するリーフレットを掲載しているホームページへのリンク先のQRコードを右脇に示しています。確認の上、取組の参考としてください。